

イベント支援部会 会則

(名称)

第1条 本会の名称は、イベント支援部会（以下「部会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本部会は、会則第12条1項(2)のイベント等を円滑に実施することを目的とする。

(事業)

第3条 部会は前条の目的を達成するために、情報通信の普及啓発イベントにおける協賛金支援事業を実施する。事業実施に必要な協賛金の交付に係る要領については別に定める。

(構成)

第4条 部会の委員は3名とし、運営委員から選出する。

2 部会長は、会則第12条2項にもとづき、運営委員長が指名した者とする。

3 委員の任期は、選出された事業年度から翌年度の通常総会までとする。但し、選任された者が、任期満了以前に退任することとなった場合には、その後任者は部会の委員に選任されたものとみなす。

(事務)

第5条 部会に係る事務は、運営委員長を補佐する委員及び事務局が行う。

(報告)

第6条 部会の活動状況及び結果は、会則にもとづき運営委員会に報告する。

(解散)

第7条 部会は第3条の事業を実施する必要がなくなったときに解散する。

(その他)

第8条 この会則に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が委員とその都度協議して定める。

(附 則)

この会則は平成31年4月23日から施行する。

(附 則) (令和2年3月19日改正)

この会則は、令和2年3月19日から施行する。

情報通信普及啓発イベント協賛金交付要領

(通則)

第1条 本要領は、イベント支援部会会則第3条に規定する情報通信の普及啓発イベント支援に係る協賛金の交付に必要とする事項を定める。

(支援対象行事)

第2条 協賛金交付の対象となるイベント等は、当会の事業年度ごとに道内で開催される次の各号に掲げるものであって収益性がないものとする。

- (1) 情報通信の普及啓発に関するセミナー、講演会、展示会等
- (2) 地域情報化の推進に寄与すると認められるイベント
- (3) その他当会の目的を達すると認められるもの

(交付対象者)

第3条 協賛金の交付対象者は、原則として会員とする。ただし、情報通信月間行事(以下、月間行事)に参加する等、当会の目的を達すると認められるイベントの主催団体も対象とすることができるものとする。

(交付可能額)

第4条 協賛金の交付は、毎年度ごと総会において決定された行事協賛支援の予算額の範囲内とする。

- 2 交付する協賛金の額は、自己資金額（他団体からの支援金を除く）の半額以下若しくは上限8万円以内とする。
- 3 非会員は、前号の1/2の額とする。

(募集)

第5条 通常総会終了後、会員に対し協賛金申請書(様式1)を送付し、募集を行う。募集期間は概ね1ヶ月とする。

- 2 協賛金の交付額が予算額を大幅に下回る場合は、再度、募集を行うことができる。

(審査)

第6条 委員は、前条により応募のあった申請書について、別紙評価基準票により以下の項目を評価する。

- (1) 主催団体への交付の必要性
- (2) 行事の妥当性
- (3) 行事規模・費用対効果
- (4) 行事効果の波及性
- (5) 月間行事参加の有無
- (6) その他

(内定)

第7条 各委員の評価点の合算結果にもとづき、総得点によりA,B,Cと申請を3ランクに分け、交付可能額から当該年度における各ランクの支援率を決定する。Aランクの支援率の上限は0.5とする。

- 2 交付内定額は、申請書に記載の自己資金額に前項の支援率を乗じて得た額(千円未満切捨)であって、第4条を超えない額とする。
- 3 部会長は、交付内定金額を決定後、申請者に交付内定通知書(様式2)及び行事实施報告書(様式3)を送付する。

(内定後の取消・変更)

第8条 協賛金の交付内定後に、次の各号の一に該当する事由が判明、若しくは連絡があったときには、速やかに部会で協議し、交付内定の全部を取消または変更をすることができる。

- (1) 申請書類に虚偽の記載があると判明したとき
- (2) 行事に著しい変更を生じる場合
- (3) 行事を中止する場合
- (4) その他必要と認められる場合

(額の確定)

第9条 委員は、提出のあった行事实施報告書の内容を確認する。

- 2 部会長は、行事实施報告書に問題がないと認めたときは、当該報告書に記載の自己資金額をもとに協賛金額を確定し、通知(様式4)する。

第10条 その他本要領のほか、必要な事項については部会で協議する。

附則

この要領は、平成31年4月23日から施行する。

附則(令和2年3月19日改正)

この要領は、令和2年3月19日から施行する。